

議案第 5 号

白岡市職員の育児休業等に関する条例及び白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 白岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年白岡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 白岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白岡市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 1 3 条の 2 給与条例第 1 6 条の 7 の規定は、任期が 6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項の規定は、前項において準用する給与条例第 1 6 条の 7 の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第 2 2 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 2 2 条の 2 給与条例第 1 6 条の 7 の規定は、任期が 6 箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料

の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給等所要の改正を行うため、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。